

## 土木工事における「工期設定支援システム活用モデル工事」の試行要領

### (目的)

第1 「公共工事の品質確保に関する法律」(平成17年法律第18号)の平成26年一部改正において、適切な工期の設定が発注者の責務として示されたほか、令和元年度の「公共工事標準請負契約約款」の改正では、著しく短い工期の禁止が明文化され、工事の実態に見合った適切な工期の設定が求められている。

本要領は、適切な工期設定において不可欠である実施工程表の作成を支援する工期設定支援システムの利用における効果検証や課題等の把握を行う為に宮城県土木部が試行する「工期設定支援システム活用モデル工事(以下「モデル工事」)」の実施に必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2 「工期設定支援システム(以下「システム」という。)」とは、工期設定に際し土木工事標準積算基準書で定める日当標準作業量等を基に、標準的な工程表を自動で作成するシステムのことであり、国土交通省が開発・公開しているものである。

### (対象工事)

第3 宮城県が発注する土木工事のうち、災害復旧工事等を除き、全ての工事を対象とする。ただし、港湾請負工事積算基準を適用した工事は除く。

### (実施方法)

- 第4 発注者は、モデル工事の実施に当たって、別記のとおりモデル工事の対象である旨を特記仕様書特記事項に明示するものとする。
- 2 発注者は工期の設定に際し、別途定める「工期設定支援システム活用マニュアル」を参照のうえ、システムを活用して工程表を作成する。
  - 3 発注者は2で作成した工程表を工期設定における根拠資料とし、別紙1のとおり入札公告の参考資料として明示する。ただし、工程表はあくまで参考資料であり、請負契約上の拘束力を生じるものではない事に注意する。
  - 4 発注者は2で作成した工程表による工期が年度内に完了する見込みがないと判断される場合は「今後発注する建設工事及び建設関連業務委託の取扱いについて(通知)」(平成19年11月30日付け事管号外)に基づき適切に事務処理すること。

- 5 発注者はモデル工事発注後に別紙2のアンケートに回答し、事業管理課工事管理班まで報告する。
- 6 受注者はモデル工事完了後に別紙3のアンケートに回答し、事業管理課工事管理班まで報告する。

(適用)

第5 本試行要領は、令和2年6月1日以降に入札公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

別記（特記仕様書記載例）

本工事は、宮城県土木部が試行する「工期設定支援システム活用モデル工事」である。別紙の参考資料の工程表は工期設定の為の根拠資料であり、請負契約上の拘束力を生じるものではない。

試行要領は、宮城県ホームページ (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/>) で確認すること。